明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（国土交通一〇〇）　二
〔告　示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産二一四一）　一九
○生産業者及び輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（同二一四二）　二〇
○肥料の登録が失効した件（同二一四三）　二〇
○資源管理基本方針の一部を変更する告示（同二一四四）　二五
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（同二一四五）　三三
○高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者用便房を円滑に利用することができる場合を定める件（国土交通一二九四）　三六
○高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により誘導基準適合車椅子使用者用部分の基準を定める件（同一二九五）　三七
○高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件（同一二九六）　四〇
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準等の一部を改正する告示（同一二九七）　四二
○動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示（同一二九八）　四四
〔人事異動〕
外務省　四五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四七
特殊法人等
上場会社等監査人名簿の登録及び登録抹消、令和六年度浄化槽管理士試験合格者、日本弁護士連合会懲戒処分・裁決取消訴訟の判決確定関係　七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　六
会社その他
会社決算公告　八三